

特定創業支援を受けるメリット

1. 登録免許税の軽減

- 株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に軽減
※株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円
合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の軽減
- 合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

2. 創業関連保証の特例

- 創業関連保証を、事業を開始する6か月前から利用することができます。

3. 日本政策金融公庫新創業融資制度の自己資金要件充足

- 新創業融資制度の自己資金要件を満たしたものとして、利用することが可能です。
※創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。

4. 日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

- 新規開業支援資金の貸付利率の引き下げの対象として、同資金を利用することができます。
- 創業関連保証の特定融資を受ける際、創業2か月前から対象となる創業関連保証の特例について、事業を開始する6か月前から利用の対象になります。

5. 安芸高田市起業補助金

補助対象経費はこちら

建物改修費	建物を改修した経費 ※100万円を上限に1回限り(補助対象経費の2分の1以内) ※市外に住所があり、新たに市内に事業所を構える場合は上限50万円。
設備費	備品及び機械設備に係る経費 ※100万円を上限に1回限り(補助対象経費の2分の1以内) ※市外に住所があり、新たに市内に事業所を構える場合は上限50万円。
その他経費	事業計画の作成等起業に必要な事務処理に要する経費 ※10万円を上限に1回限り(補助対象経費の2分の1以内)
賃借費及び通信費	家賃及び光回線工事、光回線(あじさいネット)に係る通信料 ※最初の交付決定を受けた年度から起算して3年間に限り各年度上限30万円(補助対象経費の2分の1以内)

ここに注目!



※交付決定前に改修、購入等したのものについては、補助対象外となります。